

太田市保育園連絡協議会研修費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市保育園連絡協議会（以下「協議会」という。）が実施する保育の向上等を目的に実施する各種研修会等の経費の一部に対し、太田市保育園連絡協議会研修費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 協議会が加入する保険のうち、保育園全入園児を対象として加入する賠償責任保険
- (2) 協議会が会員を対象として実施する事業のうち、保育情勢の適格な把握のために行う研修及び講演会
- (3) 協議会が会員を対象として実施する事業のうち、保育、調理技術等の研修会
- (4) 協議会が一般市民を対象に実施する保育等の啓蒙・啓発事業
- (5) その他市長が特に必要と認めた研修会等

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条に定める事業に要する費用の全部又は一部とし、次に掲げるところにより予算の範囲内で交付する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

- (1) 前条第1号について、協議会が保険料として支出した額
- (2) 前条第2号については、事業費の10分の1以内の額
- (3) 前条第3号及び第4号までについては、事業費の2分の1以内の額
- (4) 前条第5号については、事業内容を勘案しその都度、補助金の額を決定する。

(補助金の返還)

第4条 市は、協議会の当該年度における収入支出決算において繰越金が生じたときは、補助金の返還を求めることができる。ただし、市及び他の保育関係団体と協力し、第3条第4号に規定する事業を実施するために、毎年計画的に積み立てられた積立金については、その範囲としない。

(書類の整備等)

第5条 補助金の交付を受けた協議会は、補助金の交付の対象となる事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市保育関係団体研修費等補助金交付要綱（平成13年4月1日太田市制定）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付の決定を受けた協議会については、第5条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の太田市保育関係団体研修費等補助金交付要綱の規定による太田市保育関係団体研修費等補助金については、なお従前の例による。